（出国の確認）

第二十七条　［1～5　略］

6　入国審査官は、法第二十五条第一項の規定により出国の確認を受けようとする外国人が次の各号のいずれかに該当するときは、氏名、国籍・地域、生年月日、性別、出国年月日及び出国する出入国港を出国の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて第七条第四項に規定する電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第四項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

一　次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ　希望者登録を受けた者であること。

ロ　出国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて指紋を提供していること。

二　次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ　短期滞在の在留資格をもつて在留している者（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（法第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。）を除く。）であること。

ロ　出国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて写真を提供していること。

7　第五条第九項の規定は前項第一号ロの規定により指紋を提供する場合について、同条第十項の規定は前項第二号ロの規定により写真を提供する場合について、それぞれ準用する。

（出頭を要しない場合等）

第五十九条の六　［略］

2　法第六十一条の九の三第三項に規定する法務省令で定める場合（同条第一項第二号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、次の各号に掲げる場合とする。

一　次のイからハまでに掲げる者が、外国人に代わつて別表第七の一の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合（イ及びロに掲げる者にあつては、当該外国人又は法第六十一条の九の三第二項の規定により当該外国人に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

イ　受入れ機関等の職員、公益法人の職員又は登録支援機関の職員（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとして特定技能の在留資格をもつて在留する者の依頼によりするものに限る。）で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

［ロ・ハ　略］

［二・三　略］

3　法第六十一条の九の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　前項第一号イ又はロに掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき（次号に掲げるときを除く。）。

（出国の確認）

第二十七条　［1～5　同上］

6　入国審査官は、法第二十五条第一項の規定により出国の確認を受けようとする外国人が次の各号のいずれにも該当するときは、氏名、国籍・地域、生年月日、性別、出国年月日及び出国する出入国港を出国の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて第七条第四項に規定する電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第四項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

一　希望者登録を受けた者であること。

二　出国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて指紋を提供していること。

7　第五条第九項の規定は、前項第二号の規定により指紋を提供する場合について準用する。

（出頭を要しない場合等）

第五十九条の六　［同上］

2　法第六十一条の九の三第三項に規定する法務省令で定める場合（同条第一項第二号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、次の各号に掲げる場合とする。

一　次のイからハまでに掲げる者が、外国人に代わつて別表第七の一の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合（イ及びロに掲げる者にあつては、当該外国人又は法第六十一条の九の三第二項の規定により当該外国人に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

イ　受入れ機関等の職員、公益法人の職員又は登録支援機関の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

［ロ・ハ　同上］

［二・三　同上］

3　法第六十一条の九の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　前項第一号イ又はロに掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。